

○仙台市社会教育委員の設置に関する条例

昭和二十七年六月三〇日

仙台市条例第二七号

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条により仙台市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第二条 委員の委嘱の基準は、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成二十三年文部科学省令第四十二号）第一条に規定する基準とする。

（平二六、三・追加）

第三条 委員の定数は、十七人以内とする。

（昭六二、九・昭六三、二・改正、平二六、三・旧第二条繰下）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、病気その他特別の事由があるときは、任期中においても解嘱することができる。

2 前項の任期は、委嘱の日から起算する。

3 委員に欠員を生じたときは補充することができる。補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二六、三・旧第三条繰下・改正）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、仙台市教育委員会が定める。

（平二六、三・旧第四条繰下・改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭六二、九・改正）

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭六三、二・改正）

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（平二六、三・改正）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。